

ジャックス JCB カード (旧 NEXON JACCS Card) 特約

第1条 (名称)

ジャックス JCB カード (旧 NEXON JACCS Card) (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条 (会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード (リボルビング払い専用) 会員規約 (以下「会員規約」といいます。)を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は無料とします。

第4条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.(1)カードショッピングの支払金の支払方法は、原則として残高スライド元金定額リボルビング払 (以下「リボルビング払」といいます。)となります。
 - (2)リボルビング払の毎月の弁済金 (※1) の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料 (※2) をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料 (※2) は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して 1.40% を乗じた額とします。
 - 包括信用購入あっせんの手数料 (※2) の料率
実質年率 16.80%
 - (3)弁済金 (※1) の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の弁済金が 5,000 円の場合で、利用残高が 50,000 円の時

 - 支払元金
5,000 円
 - 包括信用購入あっせんの手数料 (※2)
 $50,000 \text{ 円} \times 16.80\% / 12 \text{ ヶ月} = 700 \text{ 円}$
 - 弁済金 (※1)
 $5,000 \text{ 円} + 700 \text{ 円} = 5,700 \text{ 円}$

(※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。
(※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。
 - (4)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。
 - (5)毎月の支払元金が、5,000 円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が 30 万円以内の場合は 5,000 円となり、30 万円を超える場合は 10,000 円となり、50 万円を超える場合は 50 万円きざみで各々 1 万円ずつ増額されるものとします。毎月の支払元金が、10,000 円～50,000 円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が 50 万円以内の場合は会員が指定した金額のコースとなり、リボルビングの利用残高が 50 万円を超える場合は 50 万円きざみで各々 1 万円ずつ増額されるものとします。
- 2.加盟店によっては、リボルビング払がご利用できない場合がございます。その場合の支払方法は、翌月 1 回払となり手数料は 0.00% となります。
 - 3.会員は、包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、会員規約第一章第 21 条の規定にかかわらず、当社から料率変更を

通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第5条（カードショッピングの期限前弁済）

会員はカードショッピングの支払金の全額又は一部の期限前弁済を行うことができます。この場合、会員はあらかじめ当社宛に連絡するものとし、当社が指定する方法・内容に従うものとします。また、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.40%を乗じた包括信用購入あっせん手数料をリボルビング残高に加算してお支払いいただくものとします。

第6条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

- 1.(1)日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、元金定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）とします。
- (2)JCB と提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、リボルビング払とします。
- (3)当社と提携する金融機関等の CD・ATM を利用してカードキャッシングのリボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第 12 条の 8 第 2 項第 3 号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用する CD・ATM その他の機械の利用料であって貸金業法施行令第 3 条の 2 の 3 に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。
- 2.(1)リボルビング払の毎月の支払元金は、当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。
- (2)利息の実質年率は 18.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第 1 回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第 1 回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。
- (3)ボーナス併用払のボーナス支払月は年 2 回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額(10,000 円単位)のうちから会員があらかじめ当社に届出るものとします。
- (4)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングのお支払コースの変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元利金の増額支払ができるものとします。
- 3.会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、会員規約第一章第 21 条の規定に従って、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。
- 4.会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

第7条（カードキャッシングの期限前弁済）

会員は、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第 1 回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第 2 回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率 18.00%の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

第8条（適用）

本特約に定めなき事項については、会員規約によるものとし、重複する規定については本特約が優先されます。